

妊産婦のためのタクシー利用助成を開始します！

大府市は、体調が変化しやすい妊産婦の移動に伴う身体的・精神的負担を軽減することを目的に、2026年4月から妊産婦のためのタクシー利用券の配布を開始します。

市ではこれまでに、「おおぶこども輝く未来応援八策」に基づき、産前・産後センター派遣事業、産後ケアの拡充などの取り組みを進めてきました。本制度の導入により妊産婦が安心して過ごせる環境を整備し、妊娠・出産期における包括的な支援の充実を図ります。

なお、関連費用については3月議会に当初予算案として上程する予定です。

■妊産婦のためのタクシー利用券助成制度の概要

対象／市内在住の妊産婦

利用期間／母子健康手帳交付時から出産予定日の1年後まで

※転入の場合は、転入手続き時から出産予定日の1年後（出産後の場合は、出産日から1年後）

助成内容／500円助成券×20枚

※複数枚利用可。ただし、1枚につき500円に満たない利用は不可

利用要件／① 出産のため、医療機関や助産所を利用する時

- ② 妊娠中または出産後、体調不良で医療機関等を受診する時
- ③ 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、子どもの体調不良、教室や市保健事業に参加をするため、医療機関等及び保健センターを利用する時
- ④ 妊産婦が入院している乳児と面会するため、医療機関等を利用する時
- ⑤ 妊娠中または出産後、外出先での体調不良で、自宅等へ帰宅する時
- ⑥ 産後ケア事業を利用する時

開始日／2026年4月1日（水）

※開始日において、既に母子健康手帳が発行されている妊婦および産後1年未満の産婦については、申請により発行します。

その他／多胎児妊産婦は「大府市多胎児家庭支援事業によるタクシー利用券」の制度を優先します。

※1枚1,000円以内

妊娠中の方／出産するまでの月数に応じて最大10枚

養育中の方／多胎児が3歳に到達するまでの月数に応じて最大36枚

【問い合わせ先】

大府市健康増進課 担当：島田 真希（シマダ マキ）

電話：0562-47-8000 FAX：0562-48-6667 メール：hkn-c@city.obu.lg.jp